

江戸川区あっせん融資 回答事例集

(令和7年4月版)

江戸川区産業経済部経営支援課

目 次

1 融資資格

問 1 - 1	法人の住所要件	P.1
問 1 - 2	法人の区内への本店移転	〃
問 1 - 3	個人事業主の住所要件	〃
問 1 - 4	区内での住所移転	〃
問 1 - 5	許認可の名義の相違	P.2
問 1 - 6	法人成り後の許認可の名義	〃
問 1 - 7	個人と法人の営業期間の通算	〃
問 1 - 8	個人事業主の死亡と相続人の事業承継	〃
問 1 - 9	アパート経営などの副業者の申込み	P.3
問 1 - 10	親会社の工場等の一部を間借りしている個人事業主の申込み	〃
問 1 - 11	納税要件	〃
問 1 - 12	外国人の「在留資格」要件	〃
問 1 - 13	経営者保証を不要とする場合の取り扱い	〃
問 1 - 14	NPO法人の申込み	P.4
問 1 - 15	返還金が未払いである事業者の申込み	〃

2 申込手続（共通事項）

問 2 - 1	融資の同時申込みの場合の申込書類	P.5
問 2 - 2	融資の同時申込みの場合の添付書類	〃
問 2 - 3	運転・設備の同時申込み	〃
問 2 - 4	金融機関の申込みの代行	P.6
問 2 - 5	郵送での申込み	〃
問 2 - 6	申込時の添付資料	〃
問 2 - 7	申込時の添付資料（納税証明書）	〃

問 2 - 8	申込時の添付資料（見積書）	P.7
問 2 - 9	信用保証協会の保証申込後の区への申込み	”
問 2 - 10	融資残高の電話による確認	”

3 マル区・区小口の申込み

問 3 - 1	見積書に記載のない費用と申込金額の単位	P.8
問 3 - 2	区外の設備	”
問 3 - 3	車両の購入	”
問 3 - 4	共有物件の修繕費	P.9
問 3 - 5	店舗兼住居の改装費	”
問 3 - 6	他人名義物件の改装資金	”
問 3 - 7	社宅（土地付き中古建物）の購入	”
問 3 - 8	土地のみの購入	”
問 3 - 9	パソコン等の少額資産	P.10
問 3 - 10	会社の買収資金	”
問 3 - 11	返済条件付の借換資金の申込み	”
問 3 - 12	区小口の従業員数要件	P.11
問 3 - 13	区小口の追加申込み	”
問 3 - 14	自宅等を含む収益物件の修繕	P.12

4 区改善の申込み

問 4 - 1	借換対象債務	P.13
問 4 - 2	追加融資の資金使途	”
問 4 - 3	既存債務の運転資金と設備資金の区分	”
問 4 - 4	対象とする制度融資の種類	”
問 4 - 5	信用保証の責任共有対象	”
問 4 - 6	区改善の融資枠	”

問 4 - 7	債務のうち残高の一部を借換対象とすることについて	P.14
問 4 - 8	返済条件の緩和	〃
問 4 - 9	経営改善計画書の記載方法	〃
問 4 - 10	経営改善計画書の策定支援	〃

5 区向上の申込み

(1) 区向上の申込み全般

問 5 - 1	運転・設備の申込み	P.15
問 5 - 2	事前審査と事後指導の有無	〃
問 5 - 3	追加申込み	〃

(2) 区向上の「製造等設備近代化」

問 5 - 4	既存設備の更新	P.16
問 5 - 5	工場の新設・購入	〃
問 5 - 6	工具・治具の購入	〃

(3) 区向上の「店舗開設・改装」

問 5 - 7	対象となる「店舗」の要件	〃
問 5 - 8	店舗数の制限	P.17
問 5 - 9	店舗の一部設備の更新	〃
問 5 - 10	賃貸用改修資金	〃

(4) 区向上の「地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策」

問 5 - 11	対象となる「低公害・低燃費車」の要件	〃
問 5 - 12	低公害型の建設機械等の購入	P.18
問 5 - 13	旧型車両の買換え 車両の用途・種別	〃
問 5 - 14	旧型車両の買換え 買換え元車両の処分方法	〃
問 5 - 15	節電・停電対策の対象となる設備（空調設備の更新）	P.19
問 5 - 16	節電・停電対策の対象となる設備（クレーンとコンベアの更新）	〃

問 5 - 17	全量買取制に係る発電設備の導入	P.19
(5) 区向上の「新製品・新技術開発」		
問 5 - 18	対象となる費用	P.20
(6) 区向上の「事業転換・多角化」		
問 5 - 19	対象となる要件	〃
(7) 区向上の「ワーク・ライフ・バランス推進設備導入」		
問 5 - 20	対象となる設備	〃

6 区店舗の申込み

問 6 - 1	対象となる「空き店舗」の要件	P.21
問 6 - 2	空き店舗の賃貸借契約締結後の申込み	〃
問 6 - 3	空き店舗の取得資金	〃
問 6 - 4	対象となる運転資金	P.22
問 6 - 5	小売業・飲食業・サービス業等への事業転換・多角化	〃
問 6 - 6	区店舗の[設備更新]の利用者要件・資金使途	〃

7 区創業の申込み

問 7 - 1	開業後の申込み	P.23
問 7 - 2	個人開業後の法人成り	〃
問 7 - 3	法人役員の創業	〃
問 7 - 4	分社化により設立された子会社の申込み	〃

8 S D G s 活動企業支援融資の申込み

問 8 - 1	手続きについて	P.24
問 8 - 2	要件について	〃

問 8 - 3	SDG s 活動宣言書	P.24
問 8 - 4	確認資料について	P.25
問 8 - 5	資金使途について	〃
問 8 - 6	融資実行後の証明資料の提出	〃
問 8 - 7	融資実行後の取組み確認	〃

9 あっせん後の結果報告手続きなど

問 9 - 1	償還方法	P.26
問 9 - 2	借受希望者紹介書記載の金額・期間と融資実行額の相違	〃
問 9 - 3	借受希望者紹介書交付後の資金の増額・減額	〃
問 9 - 4	借受希望者紹介書交付後の設備資金の値引き	P.27
問 9 - 5	借受希望者紹介書交付後の同一内容での再申込み	〃
問 9 - 6	借受希望者紹介書交付後の取扱金融機関支店の変更	〃
問 9 - 7	借受希望者紹介書交付後の取下げ	〃
問 9 - 8	借受希望者紹介書交付後の融資種別の変更	〃
問 9 - 9	借受希望者紹介書の有効期間	P.28

10 信用保証料補助、利子補給の手続き、条件について

問 10 - 1	区融資の融資実行後の条件変更による利子補給・信用保証料補助	P.29
問 10 - 2	区融資の延滞解消後の利子補給の再開	〃
問 10 - 3	区融資の利子補給の停止要件	〃
問 10 - 4	債務者が変更された場合の利子補給継続要件	P.30

11 セーフティネット保証の認定について

問 11 - 1	認定の申請要件	P.31
----------	---------	------

問 11 - 2	金融機関による認定申請の代行	P.31
問 11 - 3	認定書の有効期間	〃
問 11 - 4	売上の減少要件の該当月	〃
融資申込みに際しての注意事項		P.32
江戸川区あっせん融資申込みのチェックリスト		P.33

あっせん融資の略称一覧

略 称	融 資 名
マル区	中小企業事業資金融資
区小口	小企業小口資金融資
区改善	経営改善借換融資
S D G s	S D G s 活動企業支援融資
区 D X	D X 支援資金融資
区向上	経営向上資金融資
区店舗	商店街店舗支援資金融資
区創業	創業支援資金融資
区団体	中小企業団体事業資金融資

1 融資資格

問 1 - 1 【法人の住所要件】

法人で以下のケースはあっせん融資の申し込みが可能ですか？

A．本店登記地は区外にあるが、店舗・工場は区内にある場合

B．本店登記地は区内にあるが、区内に店舗・工場などの営業所が区内になく、区外のみにある場合

答) いずれも対象にはなりません。

融資の利用資格は、法人の場合は区内に1年以上本店があり、区内で1年以上同一事業を営んでいることです。

したがって法人の本店が区外にある場合は、原則として対象となりませんし、本店が区内にあっても事業所が区外のみで区内では営業活動を行っていない場合も対象となりません。

ただし、区外に本店登記のある場合、以下の全てに該当する場合に限り、区内の法人に準じるものとして対象とします。

区外の本店登記地に当該法人の事業所としての実態がないこと。

実質的な営業を行う事業所が区内にあり、支店登記後1年以上経過していること。

江戸川区以外に支店登記がないこと

上記 ~ の事実について、申込人及び第三者の押印による説明書（区指定書式）を提出すること

問 1 - 2 【法人の区内への本店移転】

法人として区外で3年間業歴があり、最近江戸川区へ本店を移しました。

区内での営業実績は1年未満ですが、申込みできますか？

答) 申込時点で区内での営業実績が1年未満であっても、本店を区内に移転してきた法人については、区外の期間を含めて通算営業期間が1年以上であれば、申込みできます。

問 1 - 3 【個人事業主の住所要件】

申込人（個人事業主）の住所は区内にありましたが、最近区外に転居した場合、申込みの対象となりますか？店舗は従来から区内にあります。

答) 個人事業主の場合、原則として区内に1年以上住所があり、区内で1年以上同一事業を営んでいることが条件となります。ただし、区内に住所がなくても、区内のみ事業所があり、3年以上同一事業を営んでいる場合は対象となります。

この設問については、江戸川区以外に店舗などの営業所がなく、区内の店舗が3年以上営業していた場合であれば、対象となります。

問 1 - 4 【区内での住所移転】

住所・店舗とも区内にあり、開業して2年になりますが、来月区内での移転を予定しています。移転後も、申込みできますか？

答) 区内での住所移転については、法人・個人ともに営業期間を通算することができるので、区内での通算営業期間が1年以上であれば申込みできます。

問 1 - 5 【許認可の名義の相違】

許認可の名義（営業名義人）と事業主（確定申告の事業主）とが異なっても、申込みできますか？

答) 原則として申込人と営業名義人が一致していることが必要です。（名義変更の手續中の場合は可。）

ただし、個人事業主であって、営業名義人と事業主の関係が親子・夫婦・兄弟など専従者とみなせる場合には、申込みできます。

問 1 - 6 【法人成り後の許認可の名義】

許認可を要する事業を営んでいる個人事業主が法人成りをし、その許認可が個人名義のままとなっている場合、申込みできますか？

答) 許認可を要する事業を営んでいる個人事業主が法人成りをしたときには、原則として法人名義の許認可を必要とします。申込時点で変更手續中であれば受付可能です。

問 1 - 7 【個人と法人の営業期間の通算】

創業後3年間個人で事業を行ってきましたが、2ヶ月前に法人を設立しました。申込みできますか？

答) 個人と法人の営業期間を通算し、区内に1年以上住所又は本店があり、区内で1年以上同一事業を営んでいれば申込みできます。

ただし、個人事業の廃業届と法人事業の開業届により、事業の継続を確認できることが必要です。

また、個人の営業期間の全部又は一部の期間の住所が区外であって、その分を除いた期間の通算が1年未満の場合、あるいは個人の事業と法人成り後の事業が同一でない場合などは申込みできません。

問 1 - 8 【個人事業主の死亡と相続人の事業承継】

個人事業主が死亡し、相続人が事業を承継した場合、相続後1年未満であっても、申込みできますか？

答) 相続後1年未満であっても、前事業主と通算して区内で同一事業を1年以上営んでいれば対象となります。また、事業承継者が区外在住の場合には、区外に店舗がなく、区内の事業所で3年以上営業していた場合であれば、申込みできます。

ただし、前事業主の廃業届及び事業承継者の開業届が税務署に同時に提出してあること、事業に関わる資産・債務を承継者が相続していること、許認可が必要な業種にあつては名義を相続人に変更してあること、が必要です。

問 1 - 9 【アパート経営などの副業の申込み】

会社員として働く傍ら、父から相続したアパートを経営しています。アパートの家賃収入は給与収入より少ない程度です。アパート改築のための設備資金を申込みできますか？

答) 事業収入以外に給与・年金などの収入がある場合でも、事業収入により生計を維持でき、独立した業として認められる規模の内容であれば、申込みできます。

問 1 - 10 【親会社の工場等の一部を間借りしている場合】

区内にある親会社の工場の一部を無償で借りて金属加工を行っています。契約等は結んでいませんが、申込みの対象になりますか？

答) 事業所として認めるには、その建物等を使用する権利が確認できることが必要です。工場の賃貸について明確な契約がない場合は、事業所と見なすことができないので、あっせんは困難です。

問 1 - 11 【納税要件】

昨年分の区民税を納税課と協議のうえ現在分納中ですが、申込みできますか？

答) 区のアっせん融資の利用は、区民税等を完納していることが条件です。納税課との協議による納期限到来分の分納は、「完納」には該当しませんので、あっせん対象にはなりません。

問 1 - 12 【外国人の「在留資格」要件】

法人の代表者が外国人である場合、融資申込みに必要な「在留資格」はどのようなものですか？

答) 申込人（法人の場合は代表者）が外国人である場合、申込みの前提条件としての「在留資格」は以下のとおりです。

就労活動が具体的に特定されるもの

…「経営・管理」

活動に制約が無く、就労活動について特定されないもの

…「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」

問 1 - 13 【経営者保証を不要とする場合の取り扱いについて】

区のアっせん融資について、信用保証協会の保証に際して、経営者保証を不要とすることはできますか？

答) 国の方針にのっとり、区アっせん融資でも「経営者保証 = 代表者の連帯保証を要しないこと」は可能です。

事前に保証協会に協議のうえ、あっせん申込時にその旨を明示してください。

問 1 - 14 【NPO法人の申込み】

理容室・美容室に行くことが困難な高齢者や障害者を対象とした訪問理美容サービス事業を営むNPO法人です。融資の申込みを検討しているのですが、通常の中小企業者が申込み場合と比較して、何か注意事項はありますか？

答) NPO法人の融資申込みにあたっての注意事項等は、以下のとおりです。

【対象融資】

NPO法人が利用できる融資は、以下のとおりです。

「マル区」「区改善」「区向上」「区店舗」「区創業」
「SDGs」「区DX」

「区創業」は80%保証（責任共有制度対象）でのあっせんとなります。
（NPO法人は創業関連保証及び創業等関連保証の対象とならないため）

「区小口」は利用できません。
（NPO法人は小口零細企業保証制度の対象とならないため）

【利用資格】

前提となるNPO法人の利用資格は、信用保証協会の保証対象業種を営み、次の規模要件を満たすことです。

業 種	従業員数	資本金
製造業等	300人以下	規模要件なし
卸売業・サービス業	100人以下	
小売業（飲食業を含む）	50人以下	

雇用関係がないボランティア等は従業員に含まれません。

上記の外、区内に1年以上主たる事務所があり、区内で1年以上同一事業を営んでいることなど、通常の中小企業者と同様の利用資格を満たすことが必要です。

【必要書類】

NPO法人が申込み場合には、通常の中小企業者の申込書類の外、事業報告書等（特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類）の写が必要となります。

事業報告書 計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録
年間役員名簿 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

収益事業を営んでいる場合は各種税証明が必要です。免除されている場合はそのことがわかる証明書、通知等の写しを添付してください。

問 1 - 15 【あっせん融資に係る補助金等の返還金が未払いである事業者】

利子補給金の返還金または信用保証料の返還金が未払いである事業者が、新たにあっせん融資の申し込みをすることはできますか？

答) できません。また、現在実行中の他の全ての融資においても、利子補給金を受けることはできません。返還金の支払いが確認できた場合、利子補給は再開します。ただし、この場合においても、当該融資の最終償還日を経過した場合は、利子補給の再開もありません。

2 申込手続（共通事項）

問 2 - 1 【融資の同時申込みの場合の申込書類】

マル区の運転と設備、又はマル区と区向上など、複数の融資を同時に申込みの場合の「申込書類」は、融資案件ごとに必要ですか？

答) 融資を同時に申込みの場合、「融資申込書」、「利子補給金申請等委任状」、「信用保証料補助金交付申請書」の3種類の申込書類は、原則として融資案件ごとに必要です。

同一の融資を材料仕入れと機械設備に充てるような場合は、運転資金と設備資金の同時申込みになります。この場合は、申込書類は1組で構いませんが、申込書上では運転分と設備分を分けて記載し、2つの紹介書が交付されることになります。

なお、あっせん後に融資を一本化する場合は、問 2 - 3 を参照してください。

問 2 - 2 【融資の同時申込みの場合の添付書類】

マル区の運転と設備、又はマル区と区向上など、複数の融資を同時に申込みの場合の「添付書類」は、融資案件ごとに添付する必要がありますか？

答) 融資を同時に申込みの場合、履歴事項全部証明書や納税証明書などの添付書類については、融資案件ごとに添付する必要はありません。

なお、「融資申込書」、「利子補給金申請等委任状」、「信用保証料補助金交付申請書」の3種類の申込書類については、問 2 - 1 を参照してください。

問 2 - 3 【運転・設備の同時申込み】

仕入資金300万円と機械購入費用700万円の合計1,000万円について、返済期間6年で1つの融資として申込みの場合、どのようになりますか？

答) 【マル区、区小口】

仕入資金は運転資金に、機械購入費用は設備資金に該当します。マル区、区小口については、運転・設備の用途別に申込書に記入してください。借受希望者紹介書は運転・設備ごとに交付しますが、返済条件などが同一であれば、あっせん後に融資を一本化して実行することは可能です。この場合、融資結果報告書に一本化した旨を記載してください。

【区向上、区店舗、区創業、SDGs、区DX】

返済条件などが同一であれば、申込書には運転・設備を一括して記入します。事業計画書等には、用途の内訳を記入し、合計 円として作成します。

問 2 - 4 【金融機関の申込みの代行】

融資の申込みは金融機関が代行できますか？

答) 【マル区、区小口、区改善、区向上、区店舗、SDGs、区DX】

申込みは金融機関の代行も可能です。

ただし、来庁される方が融資や事業の内容を十分説明できることが必要です。不明な場合は、事業者の説明を求める場合があります。

【区創業】

資格要件や融資内容の確認が出来ており、創業計画書の作成が出来ている場合は、金融機関の代行で受付ができます。

問 2 - 5 【郵送での申込み】

融資の申込みは郵送でも受付可能ですか？

答) 郵送による申込みも受け付けています。郵送申込みの場合は、必ず送付時と同重量の簡易書留分の切手を貼った状態の「返信用封筒(角2サイズ以上)」又は「レターパック」を同封してください。

また、郵送された申込書・添付書類に不備があるときは、連絡のうえ、受け付けをせずに返送させていただきます。

問 2 - 6 【申込時の添付資料】

既に利用実績のある事業者が申込みの場合、添付書類を省略できますか？

答) 事業者の利用資格は、申込みの都度確認するので、原則として省略できません。

ただし、金融機関の代行で申込みの場合で、印影や住所、代表者等に変更のない再申込みについてのみ、金融機関で保管している印鑑証明書(申込人)の写、法人の履歴事項全部証明書(法人登記簿謄本)の写の添付でも認めています。

問 2 - 7 【申込時の添付資料(納税証明書)】

納税証明書は写の添付でも支障はありませんか？

答) 納税証明書は同一納期内の再申込みで納税額の変更がないと認められ、前回完納の証明を提出している場合は、その写でも認めています。

なお、修正申告等で税額が変更される可能性が見込まれる場合は、新しい納税証明書を添付してください。

問 2 - 8 【申込時の添付資料（見積書）】

設備資金の申込みにあたり、見積書に代えて注文書でも差し支えありませんか？

答) 設備資金の根拠資料は、申込人への宛名、その設備又は工事の内容と納入又は工事を行う事業者の名称、作成日が記載され、その見積事業者の記名などで金額が確認されている書類を必要とします。

注文書の場合、発注者の記名に加え、発注を受けた事業者（施工業者、納入業者等）の受注した旨の記載、担当者等の記名があり注文内容の内訳が明記されていることを要します。

問 2 - 9 【信用保証協会の保証申込後の区への申込み】

事務の手違いで、区へ提出前に保証申込書を信用保証協会へ提出して、保証の決定を受けました。この場合、後から区融資のあっせんを受けられますか？

答) あっせん融資は、区に融資の申込みをし、区の借受希望者紹介書の交付を受けてから信用保証協会に保証申込みをする制度です。信用保証協会の保証決定後の区への申込みはできません。

問 2 - 10 【融資残高の電話による確認】

融資残高が不明なため、マル区の残高を電話で確認することはできますか？

答) 申込人本人から電話で確認があった場合には、本人確認のうえ、申込希望額が限度額に収まるかを、区から申込人本人に折り返し電話で回答しています。

金融機関担当者から電話で確認があった場合には、金融機関と申込人の間にその時点であっせん融資の取引残高があることを条件として、特例的に以下の取扱いをしています。

- (1) 金融機関担当者から申込人の 会社名、 代表者名、 住所、 電話番号、 申込希望額及び資金用途を確認
- (2) 区担当者が、申込人の当該金融機関のあっせん融資取引残高を確認
- (3) 区担当者から金融機関の担当支店へ、取引残高に申込希望額を加えた額が限度額に収まるかを電話で回答

3 マル区・区小口の申込み

問3-1 【見積書に記載のない費用と申込金額の単位】

設備資金の申込みについて、見積書に記載されていない手数料、配送費を加えてもいいですか？また、申込金額は「千円単位」でも差し支えありませんか？

答) 設備資金は見積書等の必要資金の根拠資料に記載された額を超えて申込みことはできません。別途根拠資料を追加するか、内容によっては運転資金の対象となります。

ただし、消費税については、「消費税は、別にいただきます」等注記があれば、見積書の金額に加算することを認めています。

融資申込額は、運転・設備を問わず「万円単位」(未満の端数は切下げ)となっています。また、融資実行時も「万円単位」で実行するようにしてください。

問3-2 【区外の設備】

区外の店舗・工場の設備資金の申込みはできますか？

答) 建物や機械などの土地に定着して使用する設備は、原則として区内の物件に限られます。車両については、例外として、設置場所や登録地が区外でも対象としています。

問3-3 【車両の購入】

社長の通勤用の自動車購入費を申込みすることはできますか？

答) あっせん融資の対象は、事業に必要な用途に限られます。車両については、車種、仕様、オプションの内容、利用方法、使用頻度、運転者、駐車場所、既に所有する車両、会計上内容、自己資金や下取り車の有無などを考慮して判断します。

なお、一般車両(3、5、7ナンバー)の車両購入の上限額は400万円です。上限額を超えた金額はあっせん融資に申込できません。

あっせん対象となるのは、事業内容から当該車両の必要性が明らかであり、車両の主たる用途が事業用であること(必要性)、当該車両の車種、仕様、追加装備等が事業上の必要性に一致すること(妥当性)のいずれの要件も満たす場合です。

趣味・嗜好性の高い車両や、事業の必要性以上の装備を備えた車両はあっせん対象外です。(例：4WD、寒冷地仕様、エアロパーツなど)

この設問の場合、通勤のみを用途とする車両は事業用とはみなせないため、あっせんの対象となりません。

問3-4 【共有物件の修繕費】

区内のアパートを兄弟3人で共有しており、家賃もそれぞれが不動産収入申告しています。アパート修繕費の申込みは、長男が代表して行うことができますか？

答) 原則として、アパート所有者全員が連帯債務者として申込む必要があります。また、所有者全員が融資の利用資格を有することが要件です。

問3-5 【店舗兼住居の改装費】

区内で20年飲食店を営んでいます。店舗兼住居(1階部分が飲食店、2階部分が住居)が老朽化したため、改装したいと考えていますが、マル区の申込みはできますか？

答) 店舗兼住居の場合、住居部分はマル区の設備資金の対象外です。したがって、店舗部分の改装資金に限り、申込み可能です。また、防水、外部塗装など、建物全体に係る修繕費用は、店舗相当分のみを対象とします。

問3-6 【他人名義物件の改装資金】

法人の代表者個人が所有している区内の建物を、法人が賃借して事業を行っています。建物の増改築資金として、法人がマル区の申込みをすることは可能ですか？

答) 申込人以外の名義の建物の増改築資金は、原則として対象外です。この設問の場合では、「法人」が賃借している部分の内装工事など、法人の資産として計上可能な部分の工事については、マル区を利用可能です。しかし、賃借部分以外の工事、代表者の個人資産部分に関する工事については、利用できません。

問3-7 【社宅(土地付き中古建物)の購入】

区内の土地付き中古建物を社宅として購入します。マル区の設備資金を利用できますか？

答) 建物用途について、事業上の必要性が明らかで確実であると認められる場合は、マル区の設備資金として申込みができます。事業内容や従業員の状況から社宅の必要性が明らかであれば対象とできます。なお、経営者やその親族の居住を予定する場合は対象にできません。

問3-8 【土地のみの購入】

区内の土地のみの購入にあたり、マル区の設備資金を利用できますか？

答) 具体的な用途と利用時期が確定しており、その申込人の事業内容から用地の必要性が明確である場合は対象としています。
(例)自動車板金業を営む事業者が、修理車の駐車場として利用するために、自社の隣地を購入する場合。

問3-9 【パソコン等の少額資産】

会社のパソコン購入資金の申込みはできますか？

答) パソコンの購入資金の申込みは可能です。

パソコン等の少額資産の場合は、資産計上や一括償却資産の損金算入など、いくつかの会計処理方法がありますので、用途を運転資金又は設備資金のどちらにするかは申込人の判断によります。

問3-10 【会社の買収資金】

会社の買収資金はマル区の対象になりますか？

答) 会社の買収資金は、株式購入や営業権（のれん代）購入など、さまざまなケースが考えられます。

【株式購入】

株式購入については、直接の事業用資金とは認められず、「投機」目的のケースも考えられますので、原則としては対象外です。

ただし、関連会社や下請会社の株式購入等対象となり得るケースもありますので、詳しくは中小企業相談室にご相談ください。

【事業譲渡】

資金用途「設備」「在庫」「のれん代（ブランドなどの無形固定資産）」ごとに精査のうえ、可否を判断します。

なお、事業多角化に該当する場合は、区向上の利用が可能です。

詳しくは中小企業相談室にご相談ください。

問3-11 【返済条件付の借換資金の申込み】

マル区（運転）の融資残高が400万円ある融資先が、融資残高400万円を今回の申込金額の内から返済する条件で、マル区（運転）2,500万円を申込みことができますか？

答) マル区を含むあっせん融資では、直接の事業資金を対象としており、借入金の返済資金は、返済条件付融資（借換え）を含め対象になりません。（区改善を除く）

マル区の融資残高があるときは、申込日現在の融資残高と新規申込額の合計額が融資限度額を超えることはできません。

設例の場合は、申込み以前に既存の残高400万円を繰上償還し、その事実を確認できる書類を提出した場合は2,500万円の申込みが可能です。

問3-12 【区小口の従業員数要件】

卸売業で役員2人・常用社員4人・臨時社員0～5人で運営していますが、2,000万円の区小口を申込みますか？ちなみに、現在、信用保証協会の保証残高はありません。

答) 申込可能です。区小口は小規模企業者が対象で、卸売業の従業員数要件は5人以下です。従業員には役員・臨時社員は含めませんので、この設問の場合は、常用社員の4人が従業員になりますから区小口の申込みができます。

(注) 臨時雇い扱いでも常時一定数を雇用している場合は常用社員扱いとなり、従業員数要件に算入される場合があります。

小規模企業者の従業員数要件は以下のとおりです。

業 種	従業員数
製造業等 (1)	20人以下
卸売業・小売業・サービス業 (2)	5人以下

- 1 ソフトウェア業・情報処理業・建設業・不動産業・運送業・出版業などを含みます。
- 2 サービス業のうち、宿泊業・娯楽業については、従業員数20人以下の事業者が対象となります。

問3-13 【区小口の追加申込み】

融資残高が500万円ある融資先が、区小口で1,500万円を申込みことはできますか？

また、実際には信用保証協会の保証残高が600万円だった場合はどうなりますか？

答) 区小口については、新たな融資申込分を含めて、信用保証協会の保証残高が2,000万円までが対象となります。

保証残高500万円であれば、1,500万円までの申込みができますが、600万円の場合は、合計で2,000万円を超えますので、1,500万円の融資は申込みできません。

区小口の申込みの際は、信用保証協会へ事前に保証残高を必ず確認し、その旨を申込書に記入してください。

問 3 - 14 【自宅等を含む収益物件の修繕】

5 階建て賃貸マンションを経営していますが、5 階は自宅として使っています。

この度マンションの外壁修繕工事を行うのですが、マル区の申込みはどのような範囲になりますか？

答) 収益物件に住居など事業用と見なせない部分が含まれる場合、その部分はマル区の設備資金の対象外です。(問 3 - 5 も参照)

したがってこのケースでは、原則として、自宅部分の面積を除く面積按分によりあっせん申込み額を算出することになります。

該当面積は、登記簿に記載されている面積により割り出すことが考えられますが、登記簿に記載の面積だけでは特定できない場合は、個別の区分の面積が分かる図面、確定申告書などをもとに協議しますので、ご相談ください。

また、所有権(名義)や面積を確認するため、申し込みの際は、修繕等の該当物件の不動産謄本、所在地の地図(ゼンリン地図等)をお付けください。

4 区改善の申込み

問 4 - 1 【借換対象債務】

借換対象債務がマル区 1 件の場合、区改善の利用はできますか？

答) 借換対象は返済条件変更中の案件を 1 件以上含むことが要件ですので、マル区 1 件でも利用可能です。

問 4 - 2 【追加融資の資金使途】

既存融資の借換えと合わせ、設備更新のための資金を調達したいと考えています。借換資金に設備資金を上乗せして、区改善の利用はできますか？

答) 資金使途は、既存債務の借換えとそれに伴う諸費用などの運転資金ですので、新たな設備用の経費は対象にできません。

問 4 - 3 【既存債務の運転資金と設備資金の区分】

借換対象債務については運転資金の債務と設備資金の債務を合わせてもよいか？

答) 借換対象債務について元の資金使途で分ける必要はありません。既存融資の当初の使途が運転資金と設備資金である場合でも、一本化しての借換が可能です。

問 4 - 4 【対象とする制度融資の種類】

東京都の制度融資のみを借換対象として、区改善を利用できますか？

答) 借換対象は、信用保証付き融資であることが条件で、区や都のあっせん融資に限りません。返済条件変更中の融資が含まれていれば、東京都の制度融資のみを借換対象とした利用は可能です。

問 4 - 5 【信用保証の責任共有対象】

区改善は責任共有制度対象ですか？

答) 原則的には責任共有制度の対象（80%保証）となります。

借換対象のすべてが責任共有制度対象外（100%保証）の場合、適用する保証制度によっては責任共有制度対象外（100%保証）となる場合もありますが、事前に信用保証協会にご相談ください。

問 4 - 6 【区改善の融資枠】

区改善の融資枠はマル区や経営向上資金融資とは別枠ですか？

答) 既存の区制度融資の融資枠（マル区 運転 2,500 万円、設備 5,000 万円）、経営向上資金融資の融資枠（8,000 万円）とは別枠となります。

問 4 - 7 【債務のうち残高の一部を借換対象とすることについて】

返済条件変更中の債務で残高が 3,000 万円、正常返済の債務で残高が 4,000 万円の合計 2 件の債務が現在あります。

残高 3,000 万円の債務と残高 4,000 万円の債務の一部 2,000 万円の合計 5,000 万円を借換対象融資とすることができますか？

答) 債務の一部の額だけを借換対象とすることはできません。上記の例では以下のいずれかの内容であれば利用可能です。

返済条件変更中の残高 3,000 万円の案件のみを借り換える。

正常返済の 4,000 万円の案件について、一部(2,000 万円以上)を内入れし、残高 2,000 万円以下としたうえで、返済条件変更中の案件(残高 3,000 万円)と合わせ 5,000 万円以下にして借り換える。

問 4 - 8 【返済条件の緩和】

要件として「借換対象に返済条件変更中の融資を 1 本以上含むこと」とありますが、以下の場合について、「返済条件の変更中」として該当しますか？

数年前に条件変更し、1 年間元金返済を猶予された。その後、元金返済を再開しましたが、

例月の返済額は当初約条より少ない額である場合

例月の返済額は当初約条と同額で返済しており、1 年猶予した分、当初約条より元金が多く残っている場合

例月の返済額は当初約条より多く返済しており、1 年猶予したが、再開後の返済で残元金は当初約条並みの場合

元金返済再開に当たって、返済猶予期間の元金相当額を一部内入れしたため、残元金が当初約条並みである場合

答) ~ のいずれも返済条件の変更中として該当します。当初約条から変更されていれば現在の償還状況は問いません。

問 4 - 9 【経営改善計画書の記載方法】

経営改善計画書とはどのようなものですか？

答) 経営改善計画書は、借換え実行後、5 年間程度の損益計画と借入金の償還予定、それに向けた経営改善の具体策などをまとめたものを想定しています。書式の指定はありませんが、作成・記入の例については、ホームページに掲載していますので参考として下さい。

作成にあたっては以下の点に留意願います。

- ・「直近実績」と直近期決算書の売上高、利益等の数値が整合していること
- ・「借入金内訳」と「状況説明書」記載の借入金との整合
- ・「損益実績 / 計画」「借入金内訳」と「融資申込書」の借入額・返済期間との整合
- ・毎年の返済額と「損益実績 / 計画」のキャッシュフローと整合していること等

問 4 - 10 【経営改善計画書の策定支援】

経営改善計画の作成について、どこに相談すればいいでしょうか？

答) 認定経営革新等支援機関である主たる取引金融機関にご相談ください。また、中小企業相談室においても、専門家による無料相談を実施しておりますのでご相談ください。

5 区向上の申込み

(1) 区向上の申込み全般

問 5 - 1 【運転・設備の申込み】

区向上で、資金使途に運転資金と設備資金を含む場合は、それぞれ分けて申込むのですか？

答) 返済条件などが同一であれば、申込書には運転・設備を一括して記入します。事業計画書には、使途の内訳を記入し、合計 円として作成します。

ただし、運転資金として利用できる融資目的は、原則として以下のとおりです。

- ・「新製品・新技術開発」及び「事業転換・多角化」
売上計上までに要する外注費、原材料費、広告費等の諸経費
新たな事業の売上計上後の経費は対象外です。

問 5 - 2 【事前審査と事後指導の有無】

経営診断員の事前審査、事後指導とはどのようなものですか？

答) 区向上の場合、融資目的が「新製品・新技術」と「事業転換・多角化」に関してのみ、経営診断員による事前審査と、6ヶ月経過後1年経過までの間に事後指導を行います。

それ以外の融資目的に関しては、事業計画書の書面審査のみで、経営診断員の訪問審査は行いません。

事前審査では、提出された計画内容について、実現性や手法の妥当性などを評価し、あっせんに相応しい内容か審査します。

なお、融資実行後、資金使途を証明する契約書の写や領収書の写などを添付した融資結果報告書を、金融機関から区へ提出していただきます。提出がない場合には、資金使途が確認できないことから、利子補給等を行えない場合があります。

問 5 - 3 【追加申込み】

追加融資は可能ですか？

答) 限度額内（8,000万円以内）での追加融資は可能です。

(2) 区向上の「製造等設備近代化」

問 5 - 4 【既存設備の更新】

既存設備の単なる更新でも対象となりますか？また、同業者に既に普及しているような機械設備等でも対象になりますか？その際、導入する機械設備等は新品でないと対象になりませんか？

答) 既存設備の単なる更新であっても、また、同業者に既に普及している機械設備等であっても、その事業者にとって経営が向上する設備更新であれば対象となります。また、機器等が中古であっても同様です。

(注) 区向上のうち、「地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策」の「低公害・低燃費車等の導入経費」と「旧型車両の買換え」は新車が条件となります。

問 5 - 5 【工場の新設・購入】

工場を建てるための資金を申込みできますか？

答) 区内の工場について、建物の建築、設備の取得などの費用が対象となります。ただし、土地の所有権、借地権の取得費は対象外です。

問 5 - 6 【工具・治具の購入】

加工業の工具・治具は対象になりますか？

答) 原則として、機械設備を対象としているので、工具・治具のみでは対象外です。ただし、機械設備と付随して工具・治具等を導入する場合は対象とします。

(3) 区向上の「店舗開設・改装」

問 5 - 7 【対象となる「店舗」の要件】

次に掲げる設備は、区向上（店舗開設・改装）の対象となりますか？

歯科診療所の新設に伴う設備費
介護ヘルパー派遣業の事務所開設費
屋形船の全面改修の設備費

答) 歯科医・内科医等開業医は診療所を、学習塾は指導教室を、それぞれ「店舗」と見なし、対象となります。

サービス業でも派遣型の事業は「店舗」を持っていないため、対象外です。

屋根、座敷、調理設備などを備え、主に船上で宴会や食事を楽しむための船舶（いわゆる屋形船）であり、区内で係留し、主に区内で乗下船するものについては「店舗」と見なし、対象となります。

問 5 - 8 【店舗数の制限】

現在、江戸川区や葛飾区に店舗があります。3店舗目を江戸川区に新設しようと考えていますが、対象となりますか？

答) 区内への店舗新設であれば、店舗数によらず対象となります。
ただし、土地の所有権、借地権の取得費は対象外です。

問 5 - 9 【店舗の一部設備の更新】

洋菓子店でショーケース及び冷蔵庫の入れ替えをする場合、区向上の店舗改装の対象となりますか？

答) 店舗の一部設備のみの更新では対象になりません。(全面的な改装が必要です)
ただし、省エネ効果の認められる設備更新の場合、区向上の「地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策(節電・省エネルギー設備の導入経費)」の対象となる可能性があります。
また、区内の商店会に加入している店舗の場合は、一部設備の更新でも区店舗【設備更新】の対象とすることができます。

問 5 - 10 【賃貸用改修資金】

現在、不動産賃貸業を営んでいます。賃貸用店舗の改修資金として、区向上の申込みはできますか？

答) 区向上の対象となる業種のテナントの入居が確定し、店舗の新設又は全面改修が実施されることが協定書等の文書で確認できることが前提です。その場合の賃貸人(オーナー)負担で実施する新規改修経費については対象とすることが可能です。

(4) 区向上の「地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策」

問 5 - 11 【対象となる「低公害・低燃費車」の要件】

緑ナンバーでなくても、区向上に該当する車両はどのようなものですか？

答) 区向上の低公害・低燃費車の対象は、「(道路運送法の)営業用車両(いわゆる緑ナンバー)又は貨物車、事業用特殊車両(1、4、8、9ナンバー)であり、東京都が指定する特定低公害・低燃費車に該当すること」が要件です。会社の営業に使用しても、3ナンバー、5ナンバーなどの「自家用」は対象外です。

問 5 - 12 【低公害型の建設機械等の購入】

低公害・低燃費車であれば、建設業のパワーショベルなども対象となりますか？

答) 原則として、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 3 5 条に規定する知事が別に定める低公害・低燃費車に関する要綱」第 3 条第 1 項に定める特定低公害・低燃費車を対象とします。

建設機械等については、国土交通省の定める次の基準に該当するものを適用します。

【低公害型の建設機械等】

- (1) 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された低騒音型建設機械のうち超低騒音型建設機械及び低振動型建設機械
- (2) 「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」又は「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（第 3 次基準値）
- (3) 「低炭素型建設機械の認定に関する規定」に基づき指定された低炭素型建設機械
- (4) 「燃費基準達成建設機械の認定に関する規程」に基づき指定された燃費基準達成建設機械
- (5) 「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）」における基準適合表示を付された特定特殊自動車

問 5 - 13 【旧型車両の買換え 車両の用途・種別】

一般貨物運送業を営んでいます。平成 18 年に購入した運送用のバンが故障したため、新しく新車のトラックを購入します。トラックの購入費用について、区向上の旧型車両の買換えは利用できますか？

答) 区向上の旧型車両の買換えは、買換え元の車両が平成 19 年以前の初度登録であり、新たに購入する車両と同種別、同用途であることが要件です。

自家用（白ナンバー）から運送事業用（緑ナンバー）に買い換える場合や、乗用車（3 ナンバー）から貨物車（1 ナンバー）に買い換える場合は対象となりません。

本件の場合、同じ事業用の貨物車で買換えになりますので、分類番号（○ナンバー）が同じなら利用は可能です。

問 5 - 14 【旧型車両の買換え 買換え元の車両の処分方法】

個人事業主で工務店を営んでいます。平成 18 年に購入したバンを同業者で個人事業主である息子に無償で譲り、自分は新車のバンを購入します。

バンの購入費用は対象になりますか？

答) 本件の場合、区向上の利用は可能ですが、融資実行後に買換え元の車両が譲受人の所有となったことを確認します。

区向上の旧型車両の買換え費用は、買換え元の車両の処分方法は問いませんが、融資実行後に買換え元の車両を処分したことを証する以下の資料の写しを提出していただきます。

- ・車両を無償譲渡した場合：所有者の変更された車検証
- ・車両を売却した場合：売買の契約書又は所有者の変更された車検証
- ・廃車にした場合：元の車両の登録事項等証明書、輸出抹消仮登録証明書、登録識別情報等通知書のいずれか

問 5 - 15 【節電・停電対策の対象となる設備（空調設備の更新）】

節電対策のため、事務所の空調設備を更新したいのですが、区向上の対象となりますか？

答) 空調機器の設備更新の場合、区向上「節電・省エネルギー設備の導入経費」にあたるのは、以下のいずれかの条件を満たすことが必要です。

(1)都の指定する省エネ導入推奨機器（ ）に該当すること

(2)導入機器の省エネルギー効果について専門家の認証した「説明書」を提出すること

「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」に定める推奨機器

問 5 - 16 【節電・停電対策の対象となる設備（クレーンとコンベアの更新）】

倉庫内のクレーンとコンベアを更新したいのですが、区向上の対象となりますか？

答) 以下の機器、設備の導入又は改修工事の経費で、現状に比べ節電・省エネルギーの効果が明らかである場合、区向上の対象となります。(対象機器は、都の定める Co2 排出取引「都内中小クレジット」の削減対策に準じます。)

倉庫内のクレーンとコンベアについては対象機器ではないので、区向上の対象外です

【対象機器・工事】

- | | |
|--------------|------------------------------------------------|
| (1) 熱源・熱搬送設備 | 冷却ユニット、ヒートポンプユニット、ボイラー 等 |
| (2) 空調・換気設備 | 高効率空調機、全熱交換器、換気用ファン 等 |
| (3) 照明・電気設備 | H f 式蛍光灯ランプ、L E D 照明器具、照明のセンサー制御 等 |
| (4) その他の設備 | 給湯設備、エレベーター制御機器、コンプレッサー、ポンプ、冷凍冷蔵設備、工業炉、断熱ガラス 等 |

問 5 - 17 【全量買取制に係る発電設備の導入】

再生可能エネルギー固定買取制度による全量買取制の太陽光発電装置の導入を検討しているのですが、区向上（地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策）の対象となりますか？

答) 区向上の「地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策」の自主電源設備の導入においては、太陽光発電に係る設備資金は、自社使用目的（売電は余剰発電分のみ）であることが条件となり、全量買取の予定であれば「地球温暖化、節電・停電、公害・アスベスト対策」の対象にはなりません。

ただし、当該事業者が収益事業として発電事業を立ち上げるのであれば、「事業の多角化」として区向上の申込みができます。この場合は、経営診断を実施し、計画の実現性、収益性等を評価したうえで、あっせんの可否を判断します。

(5) 区向上の「新製品・新技術開発」

問 5 - 18 【対象となる費用】

新製品の開発を検討しているのですが、原材料費・外注費・その他諸費用は対象となりますか？

答) 外注費・原材料費・その他諸費用に関しては、新製品の販売開始前に要する費用のみを対象とします。

なお、新製品・新技術とは、「その事業者が従来扱っていない製品、技術、サービス」をいい、「新たな設備投資、人材の確保などを要するもの」をいいます。既存の設備で季節ごとに作られる「新商品」等は対象となりません。

(新製品・新技術の例)

- ・木のおもちゃを製造している事業者が、プラスチックのおもちゃを「新製品」として製造する場合
- ・パンを製造している事業者が、原材料を小麦粉から米粉に替えたパンを「新製品」として製造する場合

(6) 区向上の「事業転換・多角化」

問 5 - 19 【対象となる要件】

現在「建設業」を営んでいます。新たに社有地にアパートを建設し、「不動産賃貸業」を始めたいのですが、区向上を申込むことができますか？

答) 区向上の「多角化」は、現在営んでいる業種とは別の業種で事業を立ち上げる際に必要な資金として利用できます。この設問の場合、「不動産賃貸業」は新たな業種と認められますので、申込むことができます。

ただし、この設問の場合、以下のものは対象になりません。

- ・「土地の購入資金」は融資対象外です。
- ・「中古物件の購入」は土地を除く建物のみが対象となります。

(7) 区向上の「ワーク・ライフ・バランス推進設備導入」

問 5 - 20 【対象となる設備】

現在「スーパーマーケット」を営んでいます。店舗内に授乳室やおむつ替えなどができる多目的トイレを設置したいのですが、区向上の対象となりますか？

答) 区向上の「ワーク・ライフ・バランス推進設備導入」は、従業員が仕事と家庭生活を両立できる職場環境や男女が共に働きやすい職場を実現するために直接利用される設備の導入を対象としています。

この設問の場合は、来客用の設備であり、従業員の職場環境改善に直接役立つものとは考えられませんので、「ワーク・ライフ・バランス推進設備導入」の対象となりません。

なお、バリアフリー対応のための店舗の設備更新の場合は、区向上の「店舗開設・改装」の対象となる可能性があります。

6 区店舗の申込み

問 6 - 1 【対象となる「空き店舗」の要件】

飲食店用の空き物件を探しています。江戸川区内の商店街にある空き店舗であれば、どこでも区店舗の対象となりますか？

答) 区店舗の[新規出店]の対象要件は、以下のとおりです。

- (1) 江戸川区内の空き店舗()を賃借して、小売業・飲食業・サービス業等の店舗を要する事業を営む予定であること
- (2) 引き続き1年以上同一事業を営んでいること
- (3) 賃借予定の区内空き店舗が所在する商店会又は商店街振興組合(以下「商店会等」)に加入すること

「空き店舗」... 賃貸用店舗の1階又は2階で、申込時点で賃借人がいないもの
(賃貸借契約が終了予定の場合を含む)

「店 舗」... 不特定の顧客(消費者)への商品の販売やサービスの提供を直接行うための事業所

区店舗の[新規出店]は、空き店舗が所在する商店会等への加入を前提としたものです。商店会等へ加入しなかった場合(加入できなかった場合を含む)は、利子補給及び信用保証料の補助は受けられません。また、融資実行後に商店会等から脱退した場合や当該店舗を閉店した場合、それ以降、利子補給は受けられません。

問 6 - 2 【空き店舗の賃貸借契約締結後の申込み】

2ヶ月前に区内商店街にある空き店舗の賃貸借契約を締結し、先月開店しました。厨房機器等の設備費用と開店にあたっての広告宣伝費を融資で借りたいのですが、区店舗を利用できますか？

答) 区店舗は賃貸借契約から3ヶ月以内であれば、[新規出店]として利用できます。

[新規出店]の場合、新規開店にあたっての設備費用と運転費用が対象になりますので、本件の場合、厨房機器の購入費用と広告宣伝費は区店舗の対象になります。

なお、賃貸借契約から3ヶ月を超過した場合は[新規出店]としての利用はできません。商店会等へ加入して、1年以上が経過したならば[設備更新]として区店舗が利用できますが、その場合は厨房機器の設備資金のみが対象となります。

問 6 - 3 【空き店舗の取得資金】

区内商店街にある空き店舗への出店にあたり、当該店舗の取得資金として、区店舗を利用できますか？

答) 区店舗[新規出店]は、建物を賃借する場合を対象としており、建物の取得(建築、買取)費用や、敷地の所有権や借地権の取得費は対象外です。

これらの店舗不動産の取得費は、区向上(店舗開設・改装)で扱うことができます。

問 6 - 4 【対象となる運転資金】

区内商店街にある空き店舗への出店にあたり、仕入資金や人件費が必要なのですが、区店舗を利用できますか？

答) 区店舗[新規出店]は、新規出店（開店準備から開店当初までの期間）に要する仕入資金、人件費、広告費等の諸経費（運転資金）が対象となります。店舗計画書と併せて、資金用途の確認できる書類（材料や商品の初回発注予定書の写、採用計画書の写、広告費の見積書の写など）を提出してください。ただし、申込時点で雇用済みの人件費は対象外です。また、運転・設備どちらであっても、支払済みの資金は対象外です。

問 6 - 5 【小売業・飲食業・サービス業等への事業転換・多角化】

現在区内で不動産賃貸業を営んでいますが、新たに飲食店の経営を検討しています。区内商店街の空き店舗で出店する場合、区店舗の利用は可能ですか？

答) 引き続き1年以上同一事業（設例の場合：不動産賃貸業）を営んでいれば、新たに小売業・飲食業・サービス業等の店舗を開業する場合に、区店舗の利用は可能です。
逆に、小売業・飲食業・サービス業の店舗の所有者が廃業した後、賃貸用店舗に転換する場合の工事費等には利用できません。

問 6 - 6 【区店舗 [設備更新] の利用者要件・資金用途】

現在区内商店街で飲食店を営業しており、開業当初から商店街には加入しています。この度、フランチャイズに加盟することになり、店舗の内外装工事と加盟金、保証金が求められました。工事費と加盟金、保証金について、区店舗の[設備更新]を利用することは可能ですか？

答) 区店舗の[設備更新]の利用者要件は以下のとおりです。

(1)区内に本店を置き、引き続き1年以上同一事業を営んでいる。

(2)区内で小売・飲食・サービス等の店舗を営んでいること。

(3)店舗が商店会又は商店街振興組合に引き続き1年以上加入していること。

また、資金用途は商店街店舗に係る設備資金が対象になります。

本件の場合、区内に本店を置き、商店街に引き続き1年以上加入しているのであれば、利用者要件は満たします。

資金用途については、店舗設備に係る費用のみなので、工事費用は対象になりますが、フランチャイズへの加盟金と保証金は対象になりません。

なお、フランチャイズへの加盟に際し、店舗の業種、業態が変更になる場合は、区向上（事業転換・多角化）に該当する場合がありますので、ご相談ください。

7 区創業の申込み

問 7 - 1 【開業後の申込み】

個人事業主として区内で開業して2年を経過しました。区創業の申込みは可能ですか？

答) 区創業の対象者は、創業段階により分けています。区創業の「創業後」の場合は、創業した日()から3年未満であり、区内に事業所を有していれば対象となりますので、この設問の場合は申込可能です。

なお、法人を設立して創業した場合は、本店を区内に登録し、区内に事業所を有していることが要件です。

「創業した日」

個人	「個人事業の開業・廃業等届出書」に記載の開業日、又は実際に事業活動を行った日、のいずれか早い日
法人	「履歴事項全部証明書」(法人登記簿謄本)に記載の会社設立日 法人設立前に個人事業主として事業を行っていた場合は、<個人>に同じ

問 7 - 2 【個人開業後の法人成り】

個人事業主として区内で開業して1年を経過し、これから法人成りして融資を申込みたいと思いますが、区創業の申込みは可能ですか？

答) 個人と法人の営業期間は通算されます。この設問については、創業後3年未満であるので、区創業の申込みは可能です。ただし、設例のように、個人事業者が設立した法人の場合、信用保証協会の保証内容が通常の創業融資と異なる(責任共有:80%保証)場合があります。

問 7 - 3 【法人役員の創業】

現在、ある法人の役員を務めています。代表権はありません。役員を辞め、新たに個人で創業したいのですが、区創業の申込みは可能ですか？

答) 区創業の「創業予定」の場合は、事業を営んでいない個人が対象です。法人の役員でも、代表権がない(事業主ではない)場合は、区創業の申込みが可能です。

問 7 - 4 【分社化により設立された子会社の申込み】

1年前に親会社の事業を分割して設立された法人ですが、区創業の申込みは可能ですか？

答) 区創業の「分社化」とは、中小企業者である法人が出資して、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに法人(子会社)を設立することをいい、代表者個人が出資して別法人を設立する場合は該当しません。

また、分社元となる法人(親会社)が、新たに設立された法人(子会社)の設立時から筆頭株主となっていることが必要です。

この設問の場合、融資申込時点で親会社が事業を継続しており、子会社の設立時から継続して筆頭株主であれば対象となります。

8 SDGs 活動企業支援融資の申込み

問 8 - 1 【手続きについて】

SDGs 活動企業支援融資を利用したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

答) 制度の利用を希望する事業者は、融資申込前に SDGs 活動企業の確認手続きを以下のとおり行ないます。

SDGs 活動企業としての今後の取組み（内容、目標など）を検討し『SDGs 活動宣言書』にまとめる。

事業者をよく知る認定支援機関に依頼し、事業者の現在の取組みをチェックシートで評価し、『SDGs 活動企業支援融資に関する評価書』にまとめる。

と（各 2 部）を中小企業相談室へ提出していただき、当該事業者が SDGs 活動企業に該当するかを区が確認します。

該当する場合、『SDGs 活動企業確認書』を事業者へ発行します。

事業者は、『宣言書』の内容をホームページ等で公開します。

その後、通常の融資と同じくあっせん融資申込書類を提出し、区が書類審査をします。

なお、融資の利用未定でも確認手続きのみ行うことも可能です（有効期限 1 年間）。

問 8 - 2 【要件について】

NPO 法人えどがわエコセンターの実施する「エコカンパニーえどがわ」に登録していますが、SDGs 活動企業支援融資を利用することはできますか？

答) 「エコカンパニーえどがわ」に登録しているだけでは、利用することができません。

SDGs 活動企業の要件では、「社会」「環境」「ガバナンス」「地域」の 4 つの分野で整理した 27 項目の基準の内、4 つの必須項目を含む 16 項目以上に該当していることが必須となります。

問 8 - 3 【SDGs 活動宣言書について】

SDGs 活動宣言書の書き方が分かりません。どこに相談すればよいでしょうか？

答) SDGs 活動宣言書の内容についてアドバイスが必要な場合は、中小企業相談室もしくは SDGs 推進センター へご相談ください。

また、中小企業相談室では、専門家派遣も行っていますので、必要であればそちらを利用していただくこともできます。

「SDGs 推進センター」 タワーホール船堀 3 階 03 - 5676 - 7885

問 8 - 4 【確認資料について】

SDGs に取組んでいることを確認するための、確認資料の提出は必要ですか？

- 答) 該当とする 16 項目について、確認資料の提出を求めています。
- 事業者の現在の取組みについての確認は、事業者をよく知る金融機関や税理士などの認定支援機関が、調査・聞き取りを行い『チェックシート』で評価し、『SDGs 活動企業に関する評価書』を作成します。
- 『チェックシート』に表明した取組みの確認は認定支援機関が行いますが、区による確認段階においても、必要に応じて資料（エビデンス）を求めています。

問 8 - 5 【資金使途について】

設備導入を検討しています。資金使途は SDGs に関する用途に限定されますか？

- 答) SDGs 活動企業の事業に必要な資金であれば限定されません。
- ただし、工事、機械設備（車両を除く）は区内の事業所に施行又は設置場所とするものに限ります。
- なお、土地取得費（借地権含む）は対象となりません。

問 8 - 6 【融資実行後の証明資料の提出について】

今回、太陽光発電設備を導入するにあたり、設備資金として申し込みをしました。融資実行後に「実施を証明するための資料」を提出する必要はありますか？

- 答) 提出は不要です。
- なお、今回導入した設備が SDGs の活動に関わるものなら、ホームページ等で公開いただけますようお願いいたします。

問 8 - 7 【融資実行後の取組みの確認について】

融資申込前に作った活動宣言で掲げた 3 つの取組みのうち、中止した取組みがあります。利子補給はどうなりますか？

- 答) 事業者は融資実行後 1 年に 1 回、決算終了後、『宣言書』に掲げた取組みの進捗状況をホームページ等で公開してもらいます。
- 取組み中止になった事情やそれに代わる取組みの有無によっては利子補給停止の可能性がります。

9 あっせん後の結果報告手続きなど

問9-1 【償還方法】

融資の償還方法は、「元利均等」月賦償還としても差し支えありませんか？

答) 融資の償還方法は、据置期間経過後「元金均等」月賦償還としています。
「元利均等」で実行した場合、あっせん内容と異なるため、保証料補助や利子補給の対象とできないこととなりますので、留意願います。

問9-2 【借受希望者紹介書記載の金額・期間と融資実行額の相違】

借受希望者紹介書記載の金額・期間と融資実行額が異なる場合、再申込手続きを必要としますか？

答) 融資の申込書・借受希望者紹介書記載事項に変更が生じた場合の取扱いは、以下によります。

(1) 金額又は融資種別の変更

借受希望者紹介書の金額を超えて融資を実行したい場合、又は融資種別を変更したい場合は、再申込みの手続きを要します。

また、設備資金に変更する場合は見積書の写の添付が必要です。

紹介書は新たに発行することとなるので、変更前の申込みについての融資結果報告書を辞退（本人取下げの理由を付す）として、区に提出する必要があります。

融資実行額が申込額を下回る場合は申込書の訂正を要しません。

融資結果報告書による報告（減額の場合は理由を付す）で差し支えありません。

(2) 借入期間の変更

申込書に記載された期間内である場合には、融資結果報告による報告で差し支えありません。

期間を超える場合は、(1) の変更に従います。

ただし、変更後の返済期間が1年未満となる場合には、利率も変わりますので、注意してください。

なお、据置期間の新設・延長については、(1) の変更に従います。

問9-3 【借受希望者紹介書交付後の資金の増額・減額】

設備資金（機械の購入）500万円、運転資金（仕入資金）500万円、借入希望期間4年の申込みについて、設備資金300万円に減額、運転資金を700万円に増額します。合計融資額は1000万円ですが、申込みの変更手続きが必要ですか。

答) 設備資金は紹介金額の範囲内ですが、運転資金は紹介金額を超えるので、前問の回答(1)に該当します。申込書の変更または再申込みにより、新たな借受希望者紹介書の交付を受けた後、貸付してください。

問 9 - 4 【借受希望者紹介書交付後の設備資金の値引き】

借受希望者紹介書の交付を受けましたが、導入する設備の見積額に値引きが入ったため、信用保証協会では値引き分が減額されました。何か手続きが必要ですか？

答) 対象設備の内容に変更がなく、融資実行額があっせん額を下回る場合は、申込書の訂正を要しません。減額実行の内容を融資結果報告書(減額の理由を付す)で報告してください。

問 9 - 5 【借受希望者紹介書交付後の同一内容での再申込み】

借受希望者紹介書の交付を受けましたが、融資実行せず同一内容で再申込みする場合、添付書類を省略し、融資申込書のみで足りませんか？

答) 再申込みの場合は、通常の申込みと同様に融資申込書のほか、所定の添付書類を必要とします。
また、実行しなかったあっせん紹介に係る融資結果報告書(本人取下げの理由を付す)を区に提出する必要があります。

問 9 - 6 【借受希望者紹介書交付後の取扱金融機関支店の変更】

借受希望者紹介書の交付を受けましたが、取扱金融機関の支店を変更する場合、再申込みの手続きをとる必要がありますか？

答) 基本的には再申込みの手続きが必要です。
ただし、保証審査などの進捗状況により取扱いが異なります。詳しくは中小企業相談室にお問い合わせください。

問 9 - 7 【借受希望者紹介書交付後の取下げ】

借受希望者紹介書の交付を受けましたが、申込者から「辞退」の意思表示がありました。この場合、どのような手続きが必要ですか？

答) 申込者辞退の際には、実行しなかったあっせん紹介に係る融資結果報告書(本人取り下げの理由を付す)を区に提出してください。

問 9 - 8 【借受希望者紹介書交付後の融資種別の変更】

区小口の借受希望者紹介書の交付を受けましたが、信用保証協会に持ち込んだところ、保証残高が2,000万円を超えているため、マル区に変更するよう言われました。この場合、どのような手続きが必要ですか？

答) あっせん後に融資内容は変更せずに、融資種別のみを変更する場合には、融資申込書(控)、借受希望者紹介書、及び融資結果報告書を区にお持ちいただき、申込書を訂正していただきます。訂正後に、変更した融資申込書(控)、借受希望者紹介書、及び融資結果報告書をお渡しします。
ただし、金額、用途など融資内容が変更する場合には、再申込みの手続きが必要です。

問 9 - 9 【借受希望者紹介書の有効期間】

借受希望者紹介書の交付を受けましたが、その後の審査、許認可手続きのため、信用保証協会の保証により融資を実行するまでに、6ヶ月を要しました。紹介書は有効ですか？

答) 借受希望者紹介書の有効期間は紹介日より90日間です。紹介を受けた金融機関がこの期間内に信用保証協会への保証申込み(受付)を行えば、その後の審査等に時間を要しても、紹介書は有効です。

この期間を経過したときは、融資結果報告書を「辞退」(本人取り下げの理由を付す)で提出し、再申込みの手続きにより、新たな借受希望者紹介書の交付を受けるようにしてください。

10 信用保証料補助、利子補給の手続き、条件について

問 10 - 1 【区融資の融資実行後の条件変更による利子補給・信用保証料補助】

融資実行後、返済が困難となり、毎月の返済額を変更し融資期間も延長しました。条件変更により利子補給・信用保証料の補助はどうなりますか？

答) 融資実行後に返済条件を変更したときは、返済状況報告書の返済状況欄に新・旧の条件を記入し、区に提出して下さい。

条件変更により必要となった追加の保証料は、補助の対象外です。

また、利子補給は、当初条件によって計算された額についてのみ行い、返済条件の変更があっても、利子補給の増額・期間延長は行いません。

(令和3～5年度実施の「コロナ回復リスクスケジュール支援制度」を申請した場合は、保証料と利子増加分の補助を行っています。)

問 10 - 2 【区融資の延滞解消後の利子補給の再開】

半年程前から金融機関への返済を延滞していましたが、延滞部分を一括で返済し、現在は通常返済をしています。延滞していたため、利子補給が停止されていますが、今後も利子補給は停止したままですか？

答) 延滞が解消された場合には、利子補給は再開されますので、次回の補給期に支給されません。

ただし、年2回の申請時に、事業廃止していた場合や区外へ転出していた場合など区内事業者としての要件を欠くときは、利子補給は受けられません。

また、利子補給は、当初条件によって計算された額についてのみ行い、返済条件の変更があっても、利子補給の増額・期間延長は行いません。

問 10 - 3 【区融資の利子補給の停止要件】

1ヶ月程前に区外へ会社の本店を移転しました。あっせん融資は完済しなければいけませんか？

答) 一括返済は不要です。しかし、事業廃止した場合や区外へ転出した場合など区内事業者としての要件を欠くときは、以後利子補給の申請はできません。該当する場合には、金融機関を通じて返済状況報告書で区に報告してください。(2月・8月の利子補給申請締切日に区内事業者としての要件を欠くときは、利子補給対象外となります。)

なお、報告の遅れにより、利子補給の過払いがあった場合には、過払い分を区に返還していただきます。

また、区外転出後でも繰上完済により信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、融資実行時の助成額に応じ、区へ返還することとなります。

問 10 - 4 【債務者が変更された場合の利子補給継続要件】

個人事業主が死亡し、債務を妻が、事業を長男が承継しました。利子補給は継続しますか？

答) 個人事業主が死亡し相続が発生した場合、債務と事業の承継者は同一でないと利子補給の継続は認められません。金融機関から死亡の報告を受けてから、承継者が確定するまでの間、利子補給は停止します。

報告の際には、事業の承継が確認できる書類（開業、廃業届など）と債務の承継が確認できる書類（信用保証協会の条件変更保証書など）を提出してください。内容確認後、停止中の分も含め利子補給を再開いたします。

また、法人成り（個人成り）した場合や、法人が別法人に吸収されるなど組織変更（事業承継）が発生した場合も、事業と併せて債務の承継（債務条件の変更等）も行われないと利子補給は終了します。

1 1 セーフティネット保証の認定について

問 11 - 1 【認定の申請要件】

個人事業主で、江戸川区の外に、葛飾区にも事業所があるのですが、どちらの区に認定の申請を行えばよいですか？

- 答) 個人の場合は、「主たる事業所」のある自治体に申請を行います。
法人の場合は、原則として、「本店登記」のある自治体に申請を行います。
当該本店登記地に事業実態がない場合で、当該自治体において「事業実態がないため、認定できない」と判断された場合には、主たる事業所のある自治体にご相談ください。

問 11 - 2 【金融機関による認定申請の代行】

あっせん融資と同様に金融機関が代行して申請することができますか？

- 答) 本人の申請が原則ですが、申請書類が添付書類も含めて揃っていて、当該事業者の事業内容や財務諸表等の説明が可能であれば、金融機関担当者の代行申請を受け付けることができます。

問 11 - 3 【認定書の有効期間】

4月1日に認定を受けましたが融資の申込みを忘れていて、4月30日に気がついたのですが、融資の申込みはできますか？

- 答) 認定書の有効期間は、発行日を含め30日間です。
有効期間は信用保証協会が保証申込みを受け付けるまでの期間であり、金融機関に融資の申込みをただけでは認定書は有効ではありません。
有効期間が過ぎた場合は、中小企業相談室で再度申請の手続きをしてください。

問 11 - 4 【売上の減少要件の該当月】

申請要件の「最近3ヶ月の売上」「最近1ヶ月の売上とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上」とは、何ヶ月前までが該当するのですか？

- 答) 売上の減少要件で認定を申請する場合には、申請月から起算して2ヶ月前の売上実績が確定していることが要件です。
具体例は以下のとおりです。
「最近3ヶ月の売上」
(例1) 9月に申請する場合...5、6、7月の「実績」、又は6、7、8月の「実績」
「最近1ヶ月の売上とその後2ヶ月を含む3ヶ月間の売上」
(例2) 7月に申請する場合...5月の「実績」と6、7月の「見込」
又は6月の「実績」と7、8月「見込」

融資申込みに際しての注意事項

項 目	注 意 事 項
(1) あっせん利率	<p>令和7年4月1日あっせん分より、令和7年度分として扱います。</p> <p>令7年度分は、2.0%のあっせん利率となります。</p> <p>(「マル区」「区小口」で返済期間1年未満の場合は1.7%)</p> <p>(「区改善」で返済期間8年超の場合は2.3%)</p>
(2) 融資申込書について	<p>設備資金の場合、申込書の資金用途欄に設置場所を必ず記載してください。</p> <p>○ 許認可の必要な業種は許可番号など必ず記載してください。</p>
(3) 申込書の添付書類について	<p>法人の場合、法人都民税（又は法人市町村民税）の納税証明書を必ず添付してください。</p> <p>設備資金の見積書は、販売店名が記載されたものを添付してください。</p> <p>再申込みの場合でも、すべての添付書類が必要です。納税証明書、印鑑証明書、履歴事項全部証明書（法人の場合）は必ず添付してください。</p> <p>融資申込書の押印は不要ですが、利子補給金申請等委任状及び信用保証料補助金交付申請書については、補助金交付に必要な書類のため、実印の押印が必要となります。印鑑証明書はその押印が実印であることの確認が必要となりますので、書類には必ず実印を押印のうえ、印鑑証明書を添付してください。なお、法人の申込みの場合、連帯保証人の印鑑証明書の添付は必須ではありません。</p>
(4) 書類の持ち込みについて	<p>書類の持ち込みについては、15時00分までにお願いします。それ以降の持ち込みになりますと、翌日の受理扱いとなりますので、ご注意ください。</p> <p>あっせん書の交付は、審査に日数を要しますので、融資実行日間際にお持ち込みしないよう、早めに書類をお持ち込みください。</p>

江戸川区あっせん融資申込みのチェックリスト

区分	枚数	書類・資料名	備 考
法人・個人共通		融資申込書〔黄色2枚組〕	申込人の自署
		利子補給金申請等委任状〔白色2枚組〕	申込人の自署捺印（実印） 捨印を忘れずに押してください。
		信用保証料補助金交付申請書〔青色2枚組〕	申込人の自署捺印（実印） 捨印を忘れずに押してください。
		事業計画書等〔指定書式〕	区向上の場合に添付
		状況説明書〔指定書式〕 経営改善計画書 借換同意書（他機関借換の場合）	区改善の場合に添付（原本と写し1通）
		創業計画書〔指定書式〕	区創業の場合に添付
		店舗計画書〔指定書式〕	区店舗の場合に添付
		共同事業計画書〔指定書式〕	区団体の場合に添付
		見積書（写）・ 営業利益等の減少確認資料	資金使途や事業内容を確認する必要がある場合に添付
法人		履歴事項全部証明書 （法人登記簿謄本）	1通〔東京法務局江戸川出張所（登記所）〕 医療法人の場合は、前事業年度終了後に、資産の総額の変更登記がされたもの
		印鑑証明書	申込人（法人）2通〔東京法務局江戸川出張所（登記所）〕
		法人税納税証明書（その1） 又は法人事業税納税証明書	どちらか1通〔法人税納税証明書（その1）〕は税務署 〔法人事業税納税証明書〕は都税事務所
		法人都民税納税証明書 （又は法人市町村民税納税証明書）	1通〔法人都民税納税証明書〕は都税事務所 （〔法人市町村民税納税証明書〕は本店登記をしている市町村）
個人		印鑑証明書	申込人 2通〔印鑑登録をした区市町村〕
		所得税納税証明書（その1） 又は個人事業税納税証明書	どちらか1通〔所得税納税証明書（その1）〕は税務署 〔個人事業税納税証明書〕は都税事務所 ただし、個人事業税の税額ゼロの証明は出ません。
		特別区民税納税証明書 又は市町村民税納税証明書	最新のもの〔直近の1月1日時点で住民登録していた区市町村〕 江戸川区民で特別区民税の調査確認に同意したときは省略可
NPO法人		前事業年度の事業報告書等（写） （原則として東京都の受付印のあるもの）	「事業報告書等」とは、特定非営利活動促進法第28条に規定する以下の書類です。 ・事業報告書 ・計算書類（活動計算書及び貸借対照表）及び財産目録 ・年間役員名簿 ・社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面

審査の過程で、このほかの追加資料を提出していただくことがあります。
また、写の原本を確認させていただく場合もあります。